

景観形成基準

【建築物】

■商業系土地利用（拠点商業地・沿道型商業地・沿道型近隣商業地）

配置	<ul style="list-style-type: none"> ●道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする。 ●まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する。 ●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。 ●敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する。 ●まち並みに調和したデザインとする。 ●駅周辺や商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする。 ●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。 ●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。
	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の建物と調和するようデザインする。
	<ul style="list-style-type: none"> ●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する。 ●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する。 ●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。 ●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。 ●にぎわいの中にも秩序が感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る。 ●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。 ●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。